

保険料が変わります

平成22・23年度の新しい保険料をお知らせします

加入者(被保険者)の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。

均等割(加入者が等しく負担)

平成20・21年度(年間)
43,143円

平成22・23年度(年間)
44,192円

所得割(加入者の所得に応じて負担)

平成20・21年度(年間)
9.63%

平成22年・23年(年間)
10.28%

所得に応じて、保険料の軽減があります。

均等割(一人当たりの額)
44,192円

+

所得割(本人の所得に応じた額)
平成21年中の所得▲33万円×10.28%

=

1年間の保険料(100円未満捨て)
(限度額50万円)

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

●保険料の軽減について

1 均等割の軽減(所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります)
(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります)

後期高齢者医療制度

●保険料の計算方法(平成22年度)

保険料は、全ての加入者(被保険者)の方にかかります。
保険料額は、加入者(被保険者)が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。
世帯主や加入者(被保険者)の

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度	比較
	軽減割合	均等割額	の均等割	
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

例年金収入180万円の場合

◆軽減判定

$$180\text{万円} - 120\text{万円} - 33\text{万円} = 27\text{万円}$$

(公的年金等控除) (基礎控除) (軽減に該当)

◆所得割

$$27\text{万円} \times 10.28\% \times 5\text{割} = 13,878\text{円}$$

〈年間保険料のうち所得割額分〉

2 所得割の軽減(加入者個人の所得で判定します)。前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

3 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減
この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは・・・

全国健康保険協会健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村

の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

■「医療費通知」について

加入者(被保険者)の皆様は、健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。

平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知を、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合より送付しています。

医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかられた一覧です。

医療機関等の請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら、北海道後期高齢者医療広域連合または市民生活課医療係へお問合せください。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

市役所市民生活課 ☎32-2214

■保険料について・・・

国保賦課徴収係

■資格・給付について・・・

医療保険係

平成22年4月から

子ども手当

中学校修了までの児童



【支給対象】

中学校修了までの子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している方

※所得制限はありません（児童手当に設けられている所得制限は、子ども手当では適用されません）。

【支給額】

子ども一人につき月額13,000円
（年齢や出生順に関わらず一律）

【支払月】

1 平成22年6月（4月・5月分）

※児童手当の2月・3月分と一緒に振り込む予定です。

2 平成22年10月（6月～9月分）

3 平成23年2月（10月～1月分）

※支払金額や内訳は支払の数日前までに支払通知書を送付しお知らせする予定です。

【支払方法】

事前に指定された口座への振込み

※児童手当の振込先を既に指定されている方には、届出がない限り同じ口座へ振込みます。

— お願い —

子ども手当は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給されるものです。このため、子ども手当の受給者については、子ども手当支給の趣旨に従って、子ども手当を使用しなければならないという責務が定められています。

子どもの育ちのための費用である給食費や保育料等を滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられるということは、子ども手当の趣旨にそぐわないものと考えられます。

子ども手当の趣旨や受給者の責務を踏まえ、給食費や保育料等の滞納がある方は、子ども手当を滞納解消に充てるようお願いいたします。

問合せ 子ども未来・医療給付係
☎32-2216

【申請の必要がない方】

■ 3月まで児童手当の受給対象であった方（0歳児から中学1年生までの分）で、引き続き赤平市に住んでいる場合、子ども手当の申請を行う必要はありません。自動的に子ども手当の受給者とみなされます。

【申請の必要な方】

1 4月に中学2年・3年生になった子どもを養育している方
※下のお子様の児童手当を今までもらっていても、上のお子様が新たに支給対象になるため申請が必要です。

2 所得制限超過により、今まで児童手当の支給を受けられなかった方

3 児童手当の現況届未提出等により、児童手当の受給資格が差し止められている方

4 出生・転入・養育者の変更等で、子どもを新たに養育することになった方

※出生（転入）届等提出時に、子ども手当の申請も合わせてしていただく形になります。

5 3月以前に出生・転入・養育者の変更等があったが、児童手当の申請（変更）が済んでいない方

6 赤平市から転出される方

※赤平市での受給資格消滅届の提出と、転出先の市町村での申請が必要になります。

【申請に必要なもの】

申請書（振込口座銀行名・口座番号）
年金加入証明書または
受給者（保護者）の健康保険証の写し

1～3の方には、経過措置が設けられました。今年9月30日までに申請をすれば、4月分からの支給となります。なお、申請が必要と思われる方には、4月中に申請書を郵送します。